

会議記録（１）

会議名称	第１８回北本市住民自治条例制定研究懇話会			
開会及び閉会日時	平成１９年１１月２３日（金） 午後１時３０分～午後４時００分			
開催場所	北本市役所会議室			
議長氏名	会長 内田政之助			
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 内田政之助 関山 邦孝 堀越 一三 福島 洋輔	河井 宏暢 勝 豊 高荷 正春 加藤 一男	古賀 利雄 加藤 信利 竹村 元宏 田中 正昭	浅野 昭八 北村 浩一 田中 昭仁 山本 浩之
欠席委員(者)氏名	荻野 照夫 秋葉三枝子 三橋 博	下里 晴朗 阿久井美代子 宮原 鈴代	高橋 伸治 小関真美子 大熊 純司	細井久美子 野地恵美子
説明者の職氏名	秘書政策室 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市			
事務局職員職氏名	秘書政策室 参事 岩崎雄一 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 条文の検討 4 その他 5 閉会			
配布資料	・ 次第 ・ 北本市自治基本条例策定経過のまとめ（グループ間協議後） ・ 条例策定経過の課題一覧 （各グループが全体会議の課題としたもの）			

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局 横田	<p>1 開会</p> <p>これより、第18回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 条文の検討</p> <p>それでは、議題に入りますが、皆様のお手元には、開催通知と一緒に送りました「北本市自治基本条例策定経過のまとめ（グループ間協議後）」が届いていると思います。これは、前回配布した資料について前回までのグループでの協議を反映させ修正したものです。</p> <p>本日は、この資料にもとづきまして、全体で議論してまいりたいと思います。</p> <p>まず、各グループにグループ間協議を行った後に条文を修正した点について発表していただきます。これを記録係の方をお願いしたいと思います。</p> <p>また、グループ内やグループ間協議で決着できなかったものについてもここで明らかにしてください。</p> <p>一通りの発表が終わりましたら、グループで解決できなかった点について、一つずつ全体で結論を出していきたいと思います。</p> <p>それでは、議会行政グループから発表をお願いします。</p>
山本委員 田中委員 事務局 佐藤	<p>———各グループの記録係が修正点と全体で協議すべきポイントを発表———</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、全体で協議すべきものについて一項目ずつ解決していきたいと思います。</p> <p>これまでの報告をもとに全体で討議すべき点を事務局にまとめていただきましたので、その資料をもとに議論を進めたいと思います。それでは、まず資料についての説明を事務局にお願</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>いします。</p> <p style="text-align: center;">——資料「条例策定経過の課題一覧」について説明——</p>
議長	<p>それでは、1項目ごとに検討していきたいと思います。まず、前文についていかがですか。</p>
勝委員	<p>ここでは条例の名称を仮置きとして「北本市自治基本条例」としていますが、項目の検討をしている子育てや緑の問題などを条例に位置づけるとなるとニセコ町の形態に近いまちづくり基本条例になるのではないのでしょうか。また、子育てや緑に関することなどを盛り込むとなると高齢者や教育に関することなど入れなくてはならないことがたくさん出てくるように思います。そのため、自治基本条例として自治体の機構や基本的なルールなどだけを盛り込んで、緑に関しては市の特徴として特別に盛り込むというのがいいのではないのでしょうか。</p>
竹村委員	<p>前回の議員との懇談会で意見や質問があったことを聞きましたが、条例の基本的な考え方をもう一度みんなですり合わせていくことが必要だと思います。自治とは何か、何を大切にしているのかをきちんと議論しておかないと、懇話会として説明や受け答えができないと思います。</p> <p>既に個々の条文を作り始めていますが、北本市として一番大切な条文を何にするのか、それを決めて他に波及する条文を作る必要があると思うのです。</p> <p>懇話会として共通の認識を持つために何を中心に据えるのかを決めて、誰に聞かれても説明できるようにしておくべきではないのでしょうか。</p>
河井委員	<p>この条例の根幹をなす部分は、2の目的に全て入っているように思います。「安心して生活ができる」という記述だと思います。</p> <p>条例の名称については慎重に決めるべきだと思います。</p>
古賀委員	<p>ニセコ方式か久喜方式かは決めておく必要があると思います。また、北本らしさも欲しいところです。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
北村委員	<p>自治基本条例が何のために必要かを考えれば、我々市民のために必要なのは明らかです。市民が中心のまちづくりのための条例ですが、「まちづくり」という言葉だと道路整備などのハードの部分を連想する傾向がありますので、北本市住民自治基本条例がいいのではないのでしょうか。</p> <p>議員との懇談会では市民は責任を取るのかという質問があったとのことですが、前文に主役は市民、結果責任も市民にあるとの記載がすでにあります。</p>
竹村委員	<p>北本らしさを出そうとするのであれば、北本であるが故の問題、いろいろなケースを当てはめて検討してみる必要があります。今までは、この懇話会に参加している皆さんの体験の中から出てきた必要な条文しかできていません。</p> <p>今起きている問題を考えてみても、議会で決まったことが市民全員の合意になることが必要なのではないかと思います。そのためには、具体的な事実と条文とのすりあわせが必要なのではないのでしょうか。それはまだできていないように思います。</p>
勝委員	<p>今起きている問題を考えると、行政が議会に提案する際に住民の意見を聞く部分や過程が不足しているためにおきているのではないかと思います。</p> <p>ですから今後は、市民がどのようなまちをつくっていくのかを中心に考え、住民参加、住民との協働の部分をついの段階であるかを考えておく必要があります。</p>
有働委員	<p>ですからそれに関連して、条文の中に市民委員会という組織が形として現れているのだと思います。また、行政の情報公開や説明責任についても徹底する必要があります。</p>
竹村委員	<p>何が欠落して現在の問題が起きているのかを考える必要があります。</p>
北村委員	<p>まず、市民に対する説明がなかったのではないのでしょうか。説明責任が果たされていなかったから今の問題が起きたのだと思います。もちろん今起きている問題の責任は市民にもあります。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
有働委員	<p>また、議会に対して説明しただけでは市民に説明したことにはならないと思います。</p> <p>条例の中心をどこにおくのか、名称をどうするのか。いろいろな問題を盛り込んでまちづくり基本条例にするのか。意見が出ましたがさて、どうしましょうか。</p>
高荷委員	<p>私は北本の住民の自治基本条例でいいのではないかと思います。</p>
竹村委員	<p>地方自治法とのすりあわせが必要な時期だと思います。我々が今つくっているものは地方自治法と密接に関連しています。自治という名称はどうしても必要ではないでしょうか。</p>
高荷委員	<p>条例のタイトルについて、住民に関することは地方自治法には書かれてはいませんから住民の名称も残すべきではないでしょうか。</p>
山本委員	<p>自治とは何かを考えた時、当然住民が主体になるわけですからあえて住民という名称を残す必要はないと思います。それに住民だと北本に住んでいる人だけになってしまいます。</p>
関山委員	<p>住民の定義が必要になると思います。</p>
有働委員	<p>前文には、条例を検討するにあたってこのようなことを話し合いましたという説明を盛り込むことが必要だと思います。北本市の状況や地方自治のあり方、北本市のこれから進むべき方向、基本原則などです。</p>
北村委員	<p>基本原則は、私たち市民が主役となり、結果責任は市民にあるという理解のもとまちづくりを進めるということだと思います。</p>
田中（正）委員	<p>私たちのグループではこの条例の目的の議論の中で条例制定の目的は、自治の実現のためか、まちの実現のためかあるいはその両方を兼ね備えたものかを話し合い、両方を</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
勝委員	<p>目指した条例とすべきだという結論に至りました。</p> <p>そうすると条例の名称は、北本市自治基本条例で良いのかという議論になり、「自治の原則に基づき誰もが住み易い北本市をみんなの手で実現していくための基本を定める条例」というような名称でも良いのではないかという話もしました。</p> <p>「住民自治のもと安心して生活できる」のほか自立都市や個性豊かな部分を盛り込んでいけばいいのではないかと思います。まちづくりという名称にしてしまうといろいろなものを盛り込んでいかなければならないように思います</p>
山本委員	<p>高齢者や子育てや環境問題など、今現在ある問題を市民参画や協働により個々の問題を解決していくことをこの条例で謳っておけばよいのではないのでしょうか。</p>
竹村委員	<p>そのように思います。子育てを大事にしていくためには市民が参画、協働してまちをつくっていくことだと思います。</p>
高荷委員	<p>大事なところは、参画、協働、情報公開、議会だと思います。</p>
竹村委員	<p>そのような大切なところの条文をきちんと作っておいてそこで言い切れなかった部分を細くしていくことが必要と思います。</p>
議長	<p>前文において自治基本条例という名称にした理由はいかがですか。</p>
関山委員	<p>最終形でこれにしようと思ったものではありません。前文や目的を検討していく中で自治基本条例が適当でないかという議論になりました。</p>
堀越委員	<p>市民に条例の意味を理解してもらわないと困ります。あまり硬い名称ではわかりにくいでしょうから、やさしいものにして市民に理解してもらえる名称がいいと思います。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
古賀委員	<p>もう少し議論してから決めてもいいのではないですか。</p> <p>先ほども話に出ましたが、自治は市民のものなのであえて住民をつけなくてもいいのではないですか。</p>
河井委員	<p>中身を読まないとわからないタイトルでは困ります。憲法や地方自治法は国の役人が作ってきましたが、今回は市民が主役です。その点で自治法とは違います。</p>
竹村委員	<p>まさにこの条例はわれわれのために作っているのです。</p>
有働委員	<p>この条例を検討するきっかけは市からのアプローチによるものですが、これまでは常にまちづくりを進めるにあたって市民としてどうしたらいいかを考え、我々が条例を作る形で進めてきました。そして、これからは議会とも一緒になって考えていく必要があります。いかに議会に参加してもらって決められるかだと思います。また、市民の意見も聞いてからそれも検討して市長に出していく方法がいいのではないのでしょうか。</p>
竹村委員	<p>議会との関係は、議会がどんな問題を考えているのか、また、自治基本条例の考え方について会長名で質問をしてみたらいかがでしょうか。何らかの形で議員にも参加してもらって協働するのがいいと思います。</p>
有働委員	<p>総務文教常任委員会とはまた懇談会を開催したいと思います。</p>
議長	<p>議会とはこれから話し合いを進めていきたいと思えます。</p> <p>それでは、事務局に今日の会議の論点をまとめていただいて、条例の名称や条例制定の基本的な考え方などを開催通知とともに全ての委員に配布いただき、委員の皆さんには次回の会議の時にご提出くださいますようお願いいたします。</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>4 その他 ——次回日程について連絡—— ——会議終了後リーダー・サブリーダー会議を開催——</p> <p>5 閉会 ・有働副会長あいさつ</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長</p>	